

# あおり若者定着奨学金返還支援制度のお知らせ ～サポート企業・就職予定者の登録受け付け中～

大学等を卒業した若者(就職時35歳未満)が、6年間青森県内に住み、サポート企業で働き続けたとき、奨学金の返還を青森県と企業等とで支援する制度です。※ 就職予定者・企業ともに事前登録が必要です。

## ▼対象企業等(サポート企業)

県内企業または勤務地を県内に限定した採用を行う県外企業(法人、団体、個人事業主)であって、本制度に登録している企業等

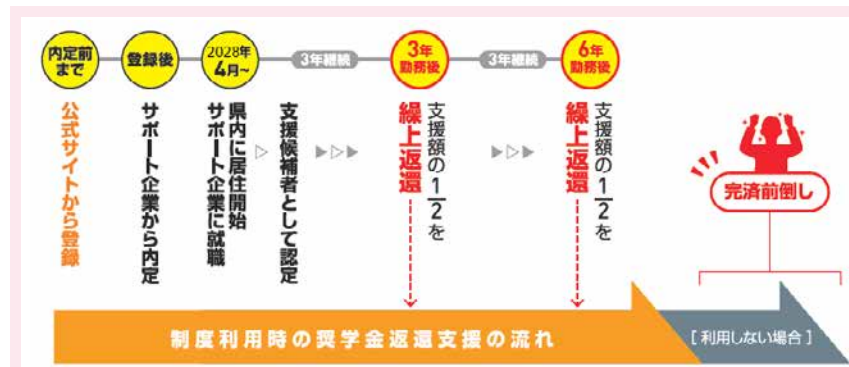
## ▼支援対象者

●大学・短大等の卒業者で、就職時に35歳未満の方(出身地不問) ●「日本学生支援機構」、「青森県育英奨学会」の奨学金利用者 ●青森県内で正規雇用されていない方  
※県外にお住まいの方が、年度中途に就職する場合も対象となります。

## ▼1人あたりの支援上限額(企業・県が1/2ずつ負担)

●大学等:60万円、100万円、150万円のいずれか ●短大等:30万円、50万円、75万円のいずれか  
※認定時の返還残額の1/2が上限となります。

## ▼登録から支援までの流れ(2028年4月採用の例)



企業等は、公式サイトから対象年度の支援額、支援者数、自社PR等を登録してください。

就職予定者の方も、公式サイトから内定前に登録してください。採用活動を経てサポート企業に就職し、県内に居住した後、県が「支援候補者」として認定します。

詳しくは、公式サイト「あおり奨学金サポートサイト」  
(<https://www.aomori-life.jp/syogakukin>)をご覧ください。

【問い合わせ先】県若者定着還流促進課 電話017-734-9174



## 運転免許証自主返納および運転経歴証明書の交付を支援します

|                      |                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援内容                 | 市内のお店で使用できる商品券2千円分を交付します。<br>ただし、自主返納者1人につき1回限り                                                                                                                                                                       |
| 対象者<br>(①～③の全てを満たす方) | ①自主返納をした日に、市内に住民登録がある65歳以上の方<br>②自主返納をしてから1年を経過していない方<br>③運転経歴証明書の申請をした方<br>※運転経歴証明書の申請に必要なもの<br>・申請手数料1,150円。県収入証紙での納付が必要です。<br>・写真1枚(縦3cm×横2.4cm、無帽、無背景、正面、6カ月以内に撮影したもの)<br>持参しない場合、手数料が発生します。(交通安全協会への加入の有無で金額が変動) |
| 申請窓口                 | つがる地区交通安全協会 木造赤根1-4(つがる警察署内)                                                                                                                                                                                          |
| 申請に必要なもの             | ①申請書(つがる地区交通安全協会に備え付けてあります)<br>②「運転経歴証明書」の写し                                                                                                                                                                          |



【問い合わせ先】つがる地区交通安全協会 電話42-1042  
市役所防災危機管理課 電話42-2111(内線344)

## 軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度難聴者に対し、補聴器の装用による就学、就労、社会参加推進のため、補聴器の購入費の一部を助成します。

▼対象者：次の①～⑤全てに該当する18歳以上の方（児童は青森県軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の対象になります）

①つがる市内に住所を有すること ②両耳の聴力レベルが原則30dB以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと ③補聴器の装用により、社会参加等一定の効果が期待できると補聴器相談医が認めていること ④認定補聴器専門店または認定補聴器専門員の在籍する店から補聴器を購入すること ⑤対象者と同じ世帯に、市民税所得割額が46万円以上の者がいないこと

▼補助額：1回の申請につき3万円を限度とし、基準額と購入費のいずれか低い額に1/3を乗じた額（千円未満切り捨て）※補聴器購入前に申請手続きが必要ですので、事前に福祉課へご相談ください。

申請前に購入した補聴器は対象外になります。【問い合わせ先】福祉課 電話42-2111（内線246）

## お手持ちの古い電気機器にPCBは含まれていませんか？ ～低濃度PCB廃棄物の処分期限は令和9年3月31日です～

かつて電気機器の絶縁油などに使われていたポリ塩化ビフェニル（PCB）は、人体や環境に有害であるため、現在は製造・輸入・使用が禁止されています。しかし、今なお古い機器の中に残っている事例が全国で報告されています。

昭和48年（1973年）以降に製造された電気機器には、低濃度PCBが含まれている可能性があります。機器のラベル（銘板）を確認し、製造年や型式をメーカーのホームページ等で照合することで、PCB含有の可能性の有無が判別できます。なお、実際に低濃度PCBの含有を確認するためには、絶縁油の分析が必要です。

低濃度PCB廃棄物を発見した場合は、速やかに県への届出を行うとともに、処分期限の令和9年（2027年）3月31日までに処分するようお願いします。

なお、期限を過ぎても処分しなかった場合、改善命令の対象となり、従わない場合、罰則が科される可能性があります。

### ◆低濃度PCBが含まれている可能性がある機器

- ・ 高圧受電設備：変圧器（～平成5年（1993年）製造※）、コンデンサー（～平成2年（1990年）製造※）
- ・ 低 圧 機 器：電気溶接機・農業用乾燥機・X線検査装置・昇降機・モーター等に付属又は内蔵するコンデンサーや、壁・配電盤等に設置されている低圧進相コンデンサー（～平成2年（1990年）製造※）

※ 一部メーカーの機器は、これ以降の製造時期であっても低濃度PCBが含まれている可能性があります。詳細はメーカーのホームページ等でご確認ください。

### ◆留意事項

- 1 昭和47年（1972年）以前に製造された電気機器には、高濃度PCBが含まれている可能性があります。もし発見した場合は速やかに県にご相談ください。
- 2 使用中の電気機器などに近づくと、感電するおそれがあり大変危険ですので、必ず専門の業者に依頼して確認してください。
- 3 中小企業等に対して、低濃度PCB廃棄物の適正処理に係る費用の最大1/2を支援する助成金制度があります。

申請期限は令和9年3月31日です。

詳しくは、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団（☎0120-427-442）へお問い合わせください。

【問い合わせ先】県資源循環推進課 電話017-734-9584

県弘前環境管理事務所 電話0172-31-1900（直通）

※詳細は県ホームページ（QRコード）をご覧ください。

